

粒子・流体プロセス部会フロンティア賞規程

(目的と賞の名称)

第1条 本部会は、特にフロンティア性の高い優秀な研究論文に対して「フロンティア賞」を設け、本規程によって受賞論文の著者に授賞し、その榮譽を讃える。

(受賞の対象)

第2条 本賞の当該年度の対象論文は、化学工学論文集、*J. Chem. Eng. Japan* などに掲載された論文の中で、本部会会員が著者となっている論文とし、その選考対象の論文の掲載期間は、応募要領で規定する。

(選考方法)

第3条 本賞の選考は次の方法による。

1. 本賞の応募開始を受け、広く会員へ公表し、候補論文を自薦、他薦で公募する。
2. 部会長は、毎年、選考委員長と委員を委嘱し、選考委員会を結成する。
3. 応募された論文を選考委員会に諮り、授賞候補論文(原則1編)を選定する。
4. 選考委員長は選考結果を担当副部会長に報告する。
5. 担当副部会長は最終受賞候補者を幹事会に諮り、幹事会の承認を得た後に受賞者を決定し、部会長に報告する。
6. 本賞に相応しい候補論文がない場合は、その年度の授賞は見送る。
7. 選考の結果は、候補者に通達するとともに、部会 HP、部会員宛メールリングリスト等により告知する。

(賞の授与)

第4条 本賞の授与は、年会開催時の本部会総会にて賞状と副賞を授与して行い、併せて受賞講演を行う。

(経費)

第5条 本賞に関する経費は本部会通常会計中から支出する。

(本規程の改廃または付加)

第6条 本規程の改廃または付加を要する時は本部会総会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は本部会幹事会で審議し、決定する。

制定：平成 18 年 10 月 30 日

一部改正：平成 26 年 3 月 17 日

一部改正：平成 29 年 3 月 5 日